

# 第4回 農業委員会総会議事録

平成26年10月28日開会

中標津町農業委員会

平成26年10月28日、第4回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

- |     |       |
|-----|-------|
| 1番  | 和泉光広  |
| 2番  | 後藤田宏幸 |
| 3番  | 高橋正一  |
| 4番  | 赤波江信二 |
| 5番  | 佐野弥奈美 |
| 6番  | 國光達男  |
| 7番  | 小林亨   |
| 8番  | 飯島浩   |
| 9番  | 中村正生  |
| 10番 | 笠原康博  |
| 11番 | 氏家康夫  |
| 12番 | 杉本公也  |
| 13番 | 本田信幸  |
| 15番 | 纒坂尚久  |
| 16番 | 金刺健四郎 |
| 17番 | 安田稔   |
| 18番 | 戸田重勝  |

本日欠席した委員

- |     |      |
|-----|------|
| 14番 | 本田芳明 |
|-----|------|

附議した案件

議案第17号 現況証明願いについて

議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第19号 農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について

本日出席した職員

事務局 長	原 田 武 志
農地 係 長	奥 山 正 行
庶務 係 長	桐 島 秀 一
係	齋 藤 光 代

(開 会 10時30分)

議 長

定刻になりました。

ただ今の出席委員は17名でございます。

定足数に達しておりますので、会議は成立致します。

ただ今から、第4回中標津町農業委員会総会を開会致します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

議事日程に従い、ただちに会議に入ります。

日程1、「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。

会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。

7番、小 林 亨 委員。

8番、飯 島 浩 委員。

以上、2名を指名致します。

日程2、会務報告を事務局長から報告致します。

事務局長。

事務局長

9月29日の総会以降につきまして会務報告をいたします。

項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと思います。

最初に、10月9日中標津町議会臨時議会が開催され、「工事請負契約の変更及び締結について」を、審議後決定しております。会長が出席しております。

次に、10月21日、農地パトロールを委員16名の出席により行いました。一時転用許可7箇所、利用状況調査1箇所を巡回し、終了後、役場101号会議室におきまして報告・検討会を行ないました。農地パトロールの中では、一時転用後の農地の復元の状況について確認したところであります。報告・検討会では、10月1日から15日まで9班で実施した利用状況調査の結果を各班から報告いただき今後の対応について協議したところであります。

最後に、北海道農業会議の第7回常任会議員会議が10月24日に札幌で開催され会

議員として会長が出席しております。

以上会務報告といたします。

議長 以上で会務報告を終わります。  
日程 3、議案第 17 号「現況証明願いについて」を上程致します。  
(1) について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 櫻坂委員。

櫻坂委員 上程になりました、議案第 17 号 (1) について説明いたします。4 ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇。2、土地の表示、中標津町〇〇〇〇番〇、公簿、畑、面積 1,923 m<sup>2</sup>、他 2 筆。現況、農地・採草放牧地以外、利用状況宅地。3、申請の理由、地目変更登記のため。4、見取図は 5 ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は都市計画区域内の第一種住居地域に属し、工場、洗車場、宅地として利用されており、申請地に接する土地については公簿が宅地、現況についても宅地で利用されている地域であります。申請地は河川敷と道道、宅地に囲まれた一団地で、数十年前から宅地として利用しております。平成 26 年 10 月 21 日、第 6 地区推進班で確認協議し現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり、可決されました。

日程 4、議案第 18 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。  
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました、議案第 18 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1) について説明いたします。7 ページをお開

きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。借主、中標津町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿畑、現況畑、面積118,548㎡。利用状況、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により再設定するもの。借主、期間満了により再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年10月29日から平成30年5月31日まで。6、価格、年491,000円。7、資金調達方法、自己資金491,000円。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は8ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました、議案第18号(2)について説明いたします。9ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 富樫秀文。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿畑、現況畑、面積25,210㎡、利用状況畑ほか17筆。計、畑450,846㎡、採草放牧地1,245㎡、合計452,091㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、30,105,000円。6、資金調達方法、北海道信連資金30,105,000円。7、譲受人の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は11ページのとおりです。

本案件につきましては、〇〇氏の離農に伴い、農地保有合理化事業により一括して農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 金刺委員。

金刺委員 上程になりました、議案第18号(3)(4)について一括で説明いたします。12ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、無職。譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 富樫秀文。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿牧場、現況採草放牧地、面積15,690㎡、利用状況、採草放牧地ほか14筆。計、畑345,578㎡、採草放牧地148,020㎡、合計493,598㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、26,182,000円。6、資金調達方法、北海道信連資金26,182,000円。7、譲受人の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、14ページのとおりです。

つづきまして、15ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 富樫秀文。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿畑、現況畑、面積5,268㎡、利用状況、畑ほか10筆、合計221,446㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、10,829,000円。6、資金調達方法、北海道信連資金10,829,000円。7、譲受人の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は17ページのとおりです。

この2件の案件につきましては、〇〇〇〇氏の離農に伴い、父親〇〇氏の所有農地も含め、農地保有合理化事業により一括して農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)(4)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(5)(6)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 杉本委員

杉本委員 上程になりました、議案第18号(5)(6)について説明いたします。18ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。譲渡人、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 富樫秀文。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿畑、現況畑、面積147,301㎡、利用状況、畑ほか13筆。計、畑532,702㎡、農業施設用地2180.52㎡、合計534,882.52㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農地保有合理化事業により売り渡すもの。譲受人、農地保有合理化事業により買い入れるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、33,074,000円。6、資金調達方法、北海道信連資金33,074,000円。7、譲受人の経営状況、公益財団法人北海道農業公社につき省略。8、適用、農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は20ページのとおりです。

本案件につきましては、〇〇氏の離農に伴い、農地保有合理化事業により一括して農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

21ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 富樫 秀文。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿畑、現況畑、面積25,755㎡。利用状況、牧草畑ほか31筆。畑593,527㎡、牧場3,377㎡、農業施設用地3,622.67㎡。合計600,526.67㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、新規就農するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年10月29日から平成31年8月24日まで。6、価格、年776,240円。7、資金調達方法、自己資金776,240円。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇

㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は23ページのとおりです。

この案件につきましては、農地保有合理化事業により北海道農業公社が、離農した〇〇〇〇氏から取得した農地を、5年後の取得予定者に賃貸借するものであります。借主である〇〇氏は新規就農者であり、別海町において平成23年2月14日付けで北海道の就農計画認定を受けております。以上のことから別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5)(6)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(7)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 本田信幸委員

本田信幸委員 上程になりました、議案第18号(7)について説明いたします。24ページをお開きください。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年令、職業。貸主、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人 北海道農業公社 理事長 富樫秀文。借主、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿畑、現況畑、面積67,336㎡。利用状況、牧草畑ほか7筆。畑339,958㎡、農業施設用地4,294.91㎡。合計344,252.91㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地保有合理化事業により賃貸するもの。借主、農地保有合理化事業により賃借し、新規就農するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成26年10月29日から平成31年8月24日まで。6、価格、年455,340円。7、資金調達方法、自己資金455,340円。8、借主の経営状況、家族〇人、農従者〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は26ページのとおりです。

この案件につきましては、農地保有合理化事業により北海道農業公社が、離農した〇〇〇〇氏から取得した農地を、5年後の取得予定者に賃貸借するものであります。借主である〇〇氏は新規就農者であり、平成26年3月26日付けで北海道の就農計画認定を受けております。以上のことから別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(7)の質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。  
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本案は原案のとおり、可決されました。

日程5、議案第19号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。

ここで、会議規則第16条の規定により、〇〇番〇〇委員の退席をお願い致します。

(〇〇委員退席)

議長 内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長

農地係長 議案第19号「農地法第6条の規定に基づく農業生産法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。28 ページをお開きください。平成26年度分といたしまして、〇〇〇〇〇〇〇〇、株式会社〇〇〇〇、有限会社〇〇〇〇の提出がありました。平成26年9月9日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農業生産法人の要件を全て満たしているものであります。  
以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(委員) 「異議なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。  
おはかり致します。  
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。  
よって、本件は承認されました。

(〇〇委員着席後)  
議長 〇〇委員に申し上げます。  
本件は承認されました。

以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。  
これをもちまして、第4回総会を閉会致します。  
ご苦労さまでした。

(閉会 11時20分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年10月28日

会 長            安 田   稔  
\_\_\_\_\_

7 番            小 林   亨  
\_\_\_\_\_

8 番            飯 島   浩  
\_\_\_\_\_